志布志市国民健康保険
子育て世帯支援給付金のご案内



本市では、国において実施される未就学児の国民健康保険税（以下「国保税」といいます）の軽減措置と合わせて、更なる子育て世帯への支援の一環として、国保税のうち未就学児に係る均等割額分を「子育て世帯支援給付金」として支給します。

対象となる方

令和８年７月１日において、令和２年４月２日から令和８年７月１日までに生まれた市国保の被保険者（以下「対象被保険者」といいます）がいる世帯で、令和８年度分の国保税の納付を要する世帯の世帯主

令和７年度以前の国保税を滞納されている世帯への支給は対象とならない可能性があります。

支援給付金の額

国保税の均等割額の年額
（軽減世帯 ※注1 は軽減後の年額）

算定方法

対象被保険者一人当たりの額×世帯の対象被保険者（未就学児）の人数

Ｒ８税額による参考例

例１　市国保に加入している軽減なし世帯で、対象被保険者が２人の世帯
13,500円×２人＝27,000円

例２　市国保に加入している２割軽減世帯で、対象被保険者が２人の世帯
10,800円×２人＝21,600円

対象被保険者一人当たりの額

未就学児
令和２年４月２日から令和８年７月１日までに生まれた国保被保険者 ※注２

軽減なし世帯（５割軽減）	１３，５００円
２割軽減世帯（６割軽減）	１０，８００円
５割軽減世帯（７.５割軽減）	６，７５０円
７割軽減世帯（８.５割軽減）	４，０５０円

年度途中で資格の異動があった場合、上記金額と異なる場合があります。

※注１　国保税は世帯の前年中の所得により、均等割額、平等割額の７割、５割、２割を軽減しています（所得の未申告者は軽減の対象になりません）

※注２　未就学児については、令和８年度国保税は上記（注１）と合わせて、均等割額の５割を軽減して課税しています。本給付金は国制度による軽減後の自己負担相当額を支給します。

支給対象外となる場合

対象被保険者が令和８年６月30日以前に遡って国保資格を喪失した場合、または７月１日に国保に加入され、７月31日までの間に国保資格を喪失された場合（遡って喪失された場合も含みます）は、給付金の支給対象外となりますので、該当する場合は「辞退届」を提出してください。

支給後に対象外であることが分かった場合、返金していただくことになります。

申請方法は裏面をご覧ください →

支援給付金の申請方法

オンライン申請、郵送、窓口のいずれかの方法で申請してください。

窓口の混雑が予想されますので、可能な限りオンライン申請、郵送申請にご協力ください

オンライン申請は、以下のＱＲコードから申請してください。
給付金の受け取りを希望されないまたは支給対象外の条件に該当する場合は、
「辞退届」を提出してください。（表面「支給対象外となる場合」参照）

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

オンライン申請

❶ 給付金の振込先について、
国保税の口座振替と同じ口座を
希望する世帯
※国保税を口座振込で納付している世帯のみ

準備するもの
・本人確認書類（運転免許証等）

❷ 給付金の振込先について、
国保税の口座振替と異なる口座を
希望する世帯、または納付書等で
納付している世帯

準備するもの
・本人確認書類（運転免許証等）
・振込先が確認できるもの
（通帳またはキャッシュカード）

郵送・窓口申請

① 志布志市国民健康保険子育て世帯支援給付金申請書（請求書）（様式第１号）
② 振込先が確認できる書類（通帳の写しまたはキャッシュカードの写し）
※給付金の振り込みを、国保税の口座振替と同じ口座を希望する世帯以外の場合

郵送申請での申請に際し、返信用封筒を希望する場合、下記までご連絡ください

申請期限

令和９年２月１日（月）
郵送の場合は当日消印有効

給付金の申請・問い合わせ先
〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目１番１号
志布志市役所 健康長寿課 健康増進グループ
☎ 099-472-1111（代表） 内線250・254 e-mail：kenkouzoushin1@city.shibushi.lg.jp